

# 精華町第3次障害者基本計画及び 精華町第7期障害福祉計画。 精華町第3期障害児福祉計画

誰も取り残されない  
すべての町民が自分らしく生活し輝けるまち精華町

(案)



## 目次

総 論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 障害者支援に関する近年の国の政策動向.....	3
3 法的根拠と計画の位置づけ.....	9
4 計画の期間.....	9
5 計画の策定方法.....	10
第2章 本町の障害福祉にかかる概況と課題.....	11
1 統計からみる概況.....	11
2 各種調査結果からみる状況.....	18
3 計画策定における課題.....	33
第3章 計画の基本的な考え方.....	38
1 基本理念.....	38
2 3つの原則.....	39
3 計画目標.....	40
4 施策体系.....	42
各 論.....	43
第4章 障害者基本計画.....	44
基本目標1 認めあい、支えあい、その人らしく発達・成長し、輝ける.....	44
基本目標2 誰もが安心して毎日の生活を送れる.....	50
基本目標3 誰もが輝ける地域共生社会が実現できる.....	57
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	60
1 障害福祉計画にかかる基本方針.....	60
2 障害福祉計画の成果指標.....	60
3 障害福祉サービス等の見込み量及び確保方策.....	68
4 地域生活支援事業の見込み量.....	85
5 障害児福祉計画にかかる基本方針.....	97
6 障害児福祉計画の成果指標.....	98
7 障害児福祉サービス等の見込み量及び確保方策.....	100
第6章 計画の推進.....	107
1 進行管理体制の確立.....	107
2 計画の点検・評価.....	107
3 京都府・近隣市町村等との広域連携.....	107
資料編.....	108



## 総 論



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成25年の「障害者雇用促進法」の一部改正など、国内の法整備が進められ、平成26年に同条約を批准しました。その後も、平成28年の「障害者差別解消法」施行、「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年の「障害者総合支援法」改正など、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

本町では、平成24年度（平成30年度に改定）に「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」、令和2年度に「精華町第6期障害福祉計画 精華町第2期障害児福祉計画」を策定し、障害があってもなくても誰もが自分らしく生活し輝けるまちを目指して障害福祉にかかる施策を進めてきました。

一方で、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細かな対応が求められています。

そのため、本町の障害福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を行政・事業者・障害者団体・地域に暮らすすべての住民等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」「精華町第6期障害福祉計画 精華町第2期障害児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改革の趣旨や障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、「精華町第3次障害者基本計画及び精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

## 2 障害者支援に関する近年の国の政策動向

### (1) 国の政策動向

国では、平成30年3月の障害者基本計画（第4次）の策定以降「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」等の新たな法律が制定されています。

近年は、障害者の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

ほかにも、「児童福祉法」の改正（令和6年4月1日施行）や「こども基本法」（令和5年4月1日施行）など、本計画への関連が見込まれる法律があります。

#### ◆障害者総合支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進基本計画策定	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法の施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法の施行	・事業主に対する給付制度、「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)」の開始
R3	【改正】障害者差別解消法の公布	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記

## (2) 国の第5次障害者基本計画の概要

国の第5次障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられています。

### ◆第5次障害者基本計画の概要

#### 〈社会情勢の変化〉

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包括性のある社会の実現(SDGsの視点)

#### 〈基本理念〉（抜粋）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもの。

#### 〈基本原則〉

地域社会における  
共生等・差別の  
禁止・国際的協調

#### 〈各分野に共通する横断的視点〉

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

#### 〈各分野における障害者施策の基本的な方向〉

- |  |  |
|--|--|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止<br>2. 安全・安心な生活環境の整備<br>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実<br>4. 防災、防犯等の推進<br>5. 行政等における配慮の充実<br>6. 保健・医療の推進 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進<br>8. 教育の振興<br>9. 雇用・就業、経済的自立の支援<br>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興<br>11. 國際社会での協力・連携の推進 |
|--|--|

### (3) 障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画に関する国的基本指針の見直しのうち、市町村計画に関するポイントは次のとおりです。

#### ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

#### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記

#### ○福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組の推進

#### ○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

#### ○発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進

#### ○地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

#### ○障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

#### ○「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

#### ○障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

#### ○障害福祉人材の確保・定着

- ・ＩＣＴの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・データに基づき地域における障害福祉の状況の正確な把握を行い、障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握

#### ○障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

## (4) その他関連した動向

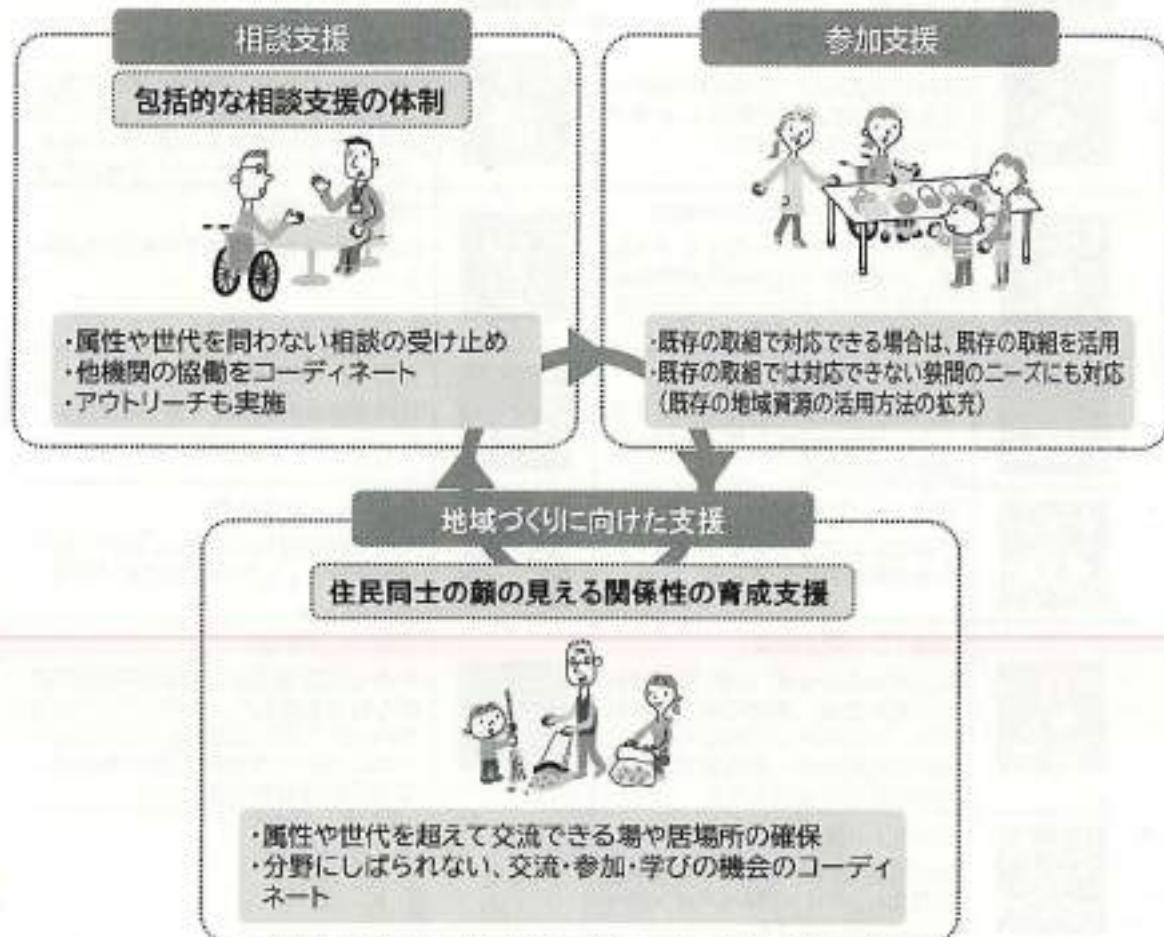
そのほか、計画の策定にかかり関連した社会動向は次のとおりです。

### ① 地域共生社会の実現と重層的な支援体制の整備

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会とされています。

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う、新規の任意事業として重層的支援体制整備事業があります。

#### ◆重層的支援体制整備事業の概要(イメージ)







## 5 計画の策定方法

### (1) アンケート調査

障害福祉に関するサービスの利用実態や意識を把握するために、町内在住の障害者手帳所持者1,000人、障害者手帳所持者または障害福祉サービスを利用している18歳未満のお子さまの保護者180人を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (2) 事業所アンケート調査

障害福祉サービス事業所の活動状況や障害のある人に関する取組や考え方を把握することを目的として実施しました。

### (3) 団体ヒアリング

障害福祉に関わる障害者団体の抱える課題や要望、障害のある人に対する考え方を把握することを目的として実施しました。

### (4) 各種会議の実施

計画内容の検討にあたっては、「精華町障害者基本計画策定委員会」「精華町地域障害者自立支援協議会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

### (5) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。令和6年●月●日(●)～令和6年●月●日(●)にかけて実施し、●名より●件のご意見をいただきました。



## (2) 障害者手帳所持者の概況

### ① 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、2022年では2,185人となっています。2026年には、2,338人になると予測されます。

内訳をみると、身体障害者手帳は2020年まで増加し、以降は減少しています。療育手帳は2021年まで増加し、2022年にかけては横ばいとなっています。精神障害者保健福祉手帳は増加しています。障害のある子どもについては、増減を繰り返しながら推移しています。



※実績値は住民基本台帳(各年度3月末現在)、推計値は、精華町総合計画の人口推計を用いて算出

### ② 障害者手帳所持者の高齢化率

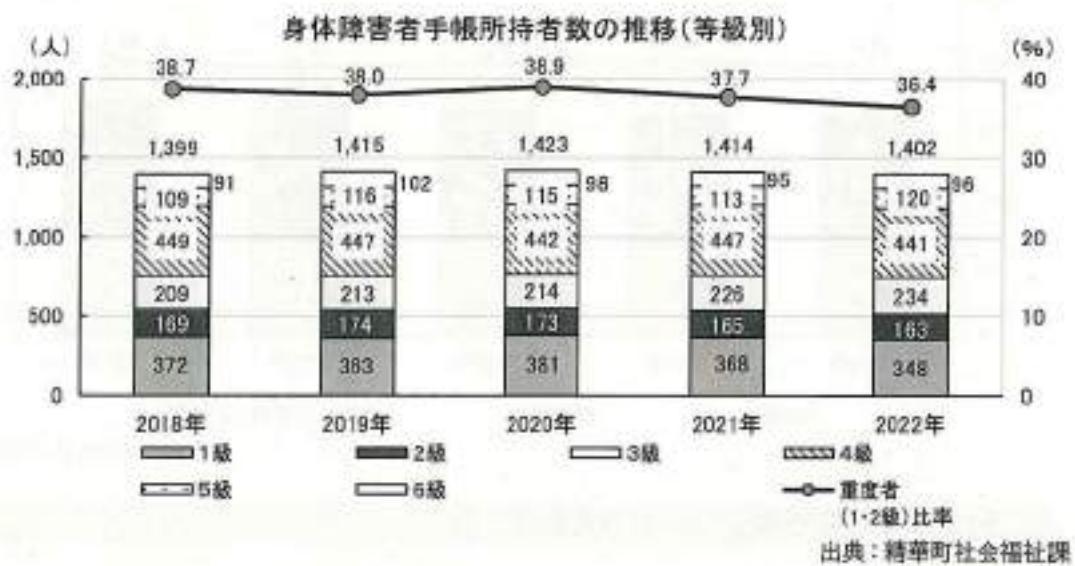
障害者手帳所持者に占める65歳以上の比率をみると、身体は微増しており、2022年では75.8%となっています。精神についても増減がみられるものの微増しています。療育については増減がみられるもののほぼ横ばいで推移しています。



### ③ 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数について、等級別にみると、1・2級の重度者の割合は増減がみられるものの減少傾向となっており、2022年では36.4%となっています。

障害種別にみると、内部障害と肢体不自由が8割以上を占めています。



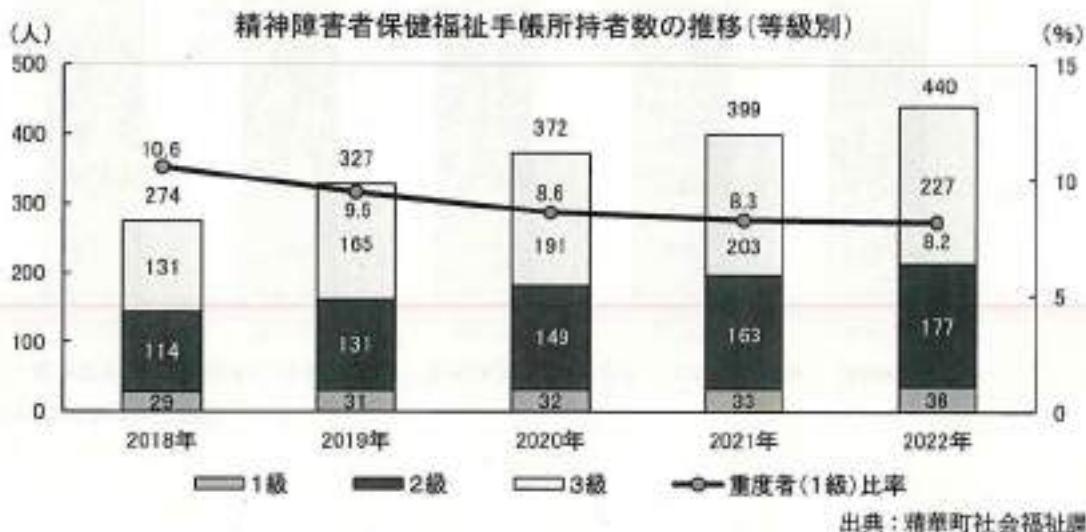
#### ④ 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数について、等級別にみると、Aの重度者が微増しており、療育手帳所持者に占める割合も2022年では40.2%となっています。



#### ⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数について、等級別にみると、いずれの等級も増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者に占める1級の重度者の割合は減少しており、2022年では8.2%となっています。



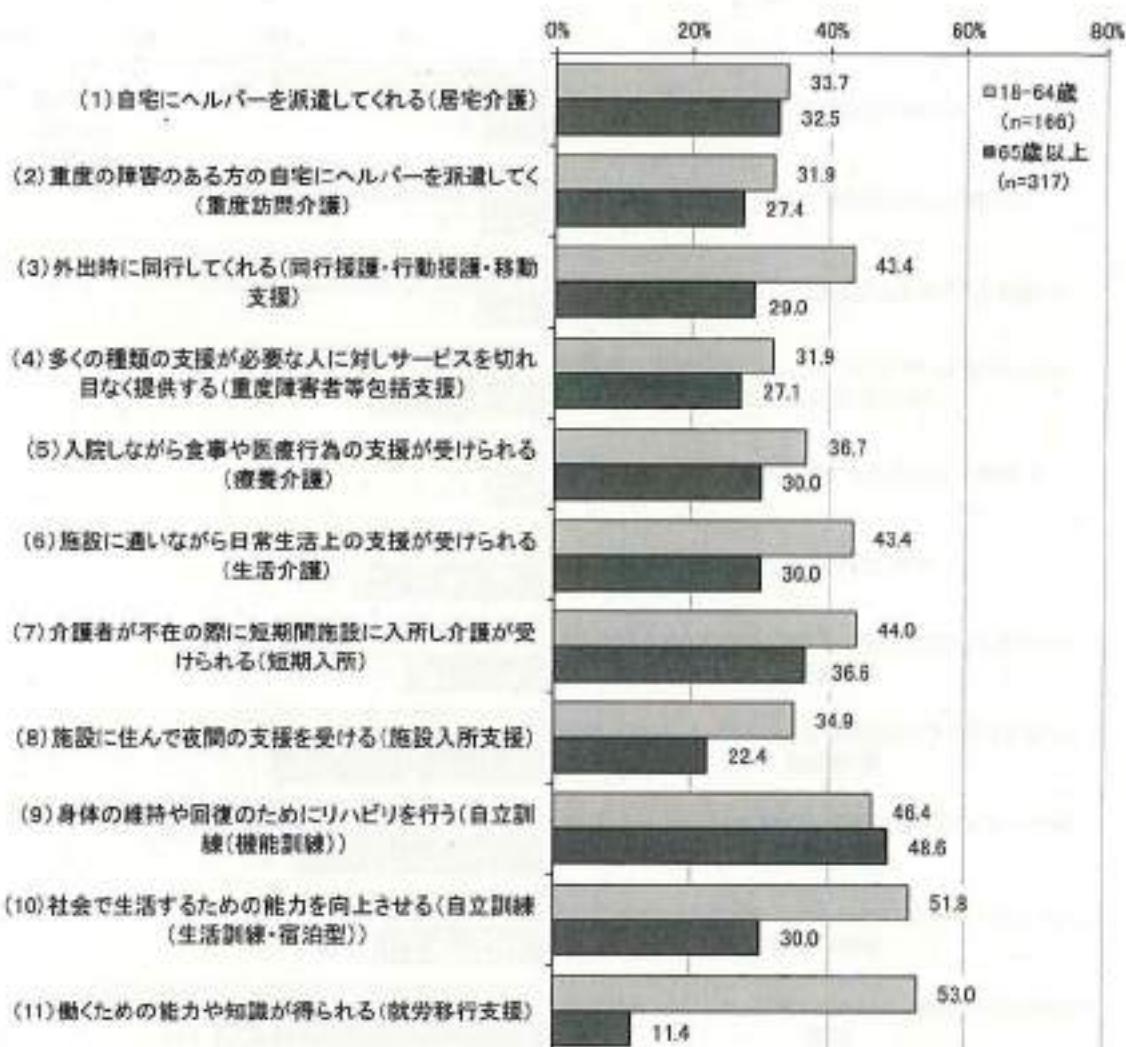




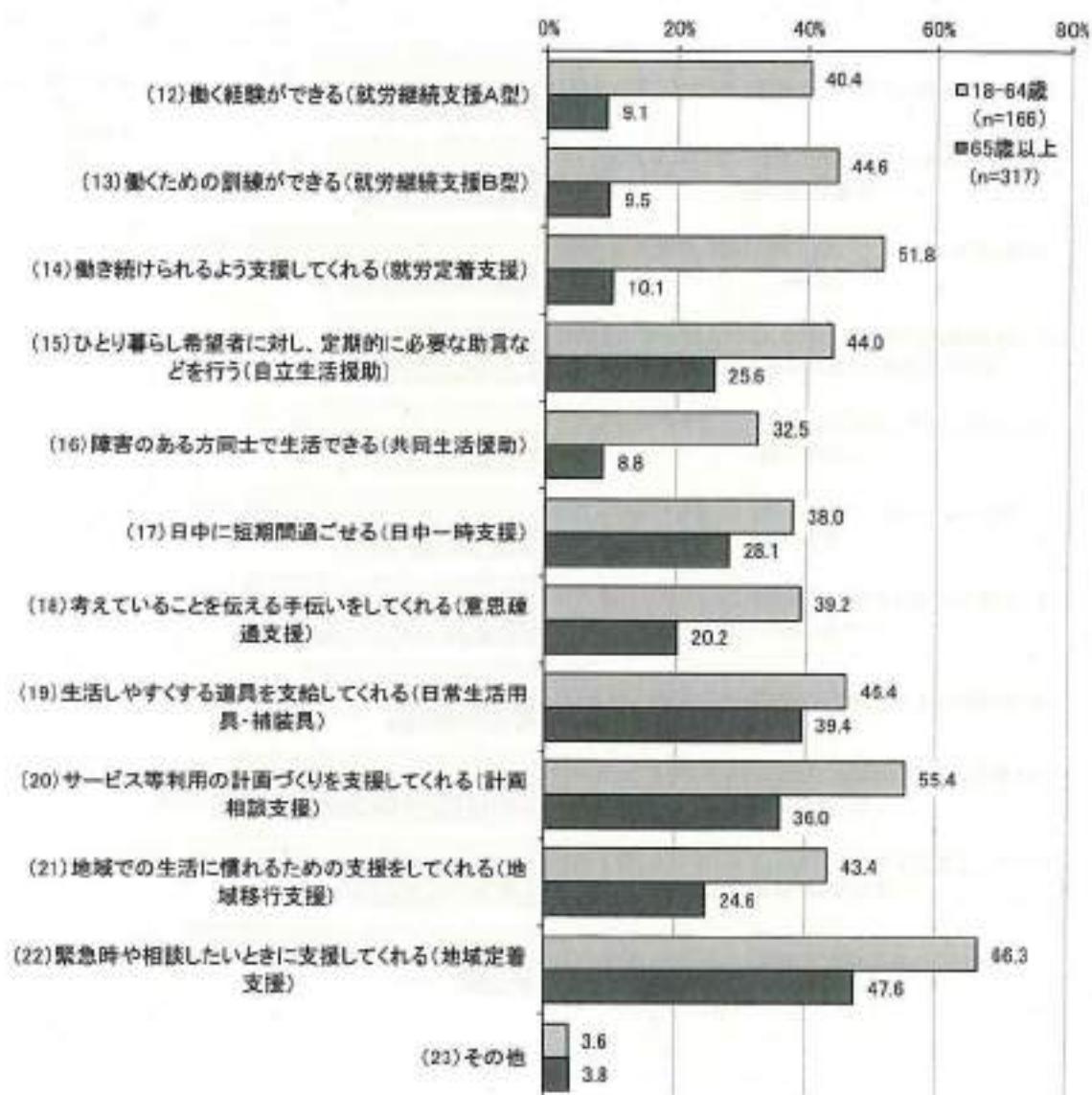




◆住んでいる地域でどのようなサービスおよびサービス事業所があれば利用したいか(問 28)



◆住んでいる地域でどのようなサービスおよびサービス事業所があれば利用したいか(問28)続き



## ② 社会参加の促進

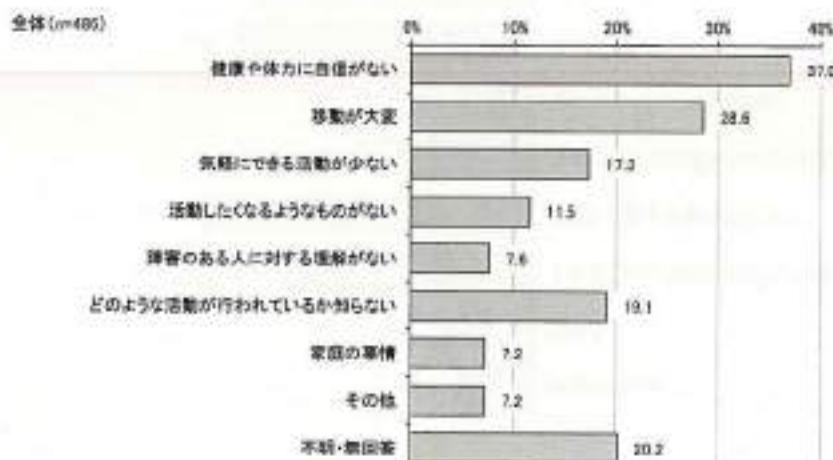
今後したい活動では、旅行のほかにボランティア活動や障害者団体の活動など、コロナ禍で制限されていた内容を回答する人の割合が最近1ヶ月間に行った行動より高く、人と関わる活動へのニーズが高まっているとみられます。

一方で、活動を行う上での問題として「健康や体力に自信がない」「移動が大変」といった回答が多く、障害に関係なく、一人ひとりの希望に応じた活動機会の提供を進めることが重要です。

### ◆最近1ヶ月間にした活動・今後したい活動(問29)



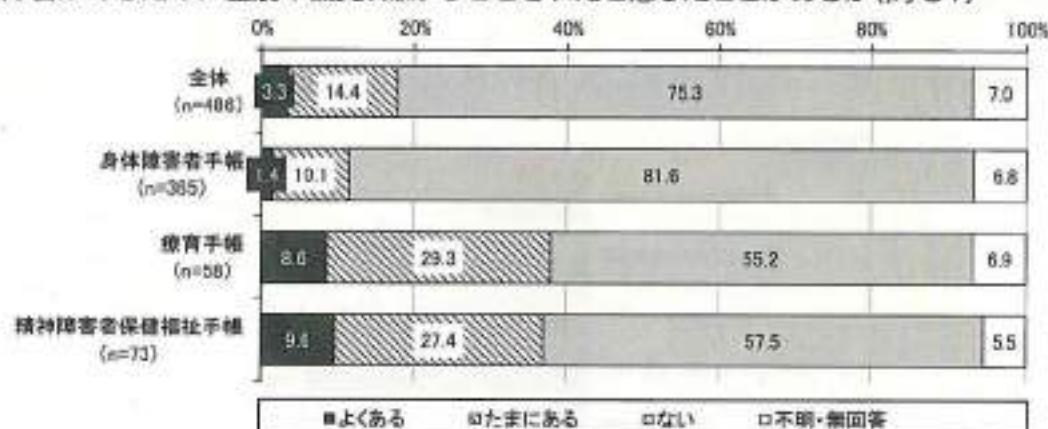
### ◆活動を行う上での問題(問30)



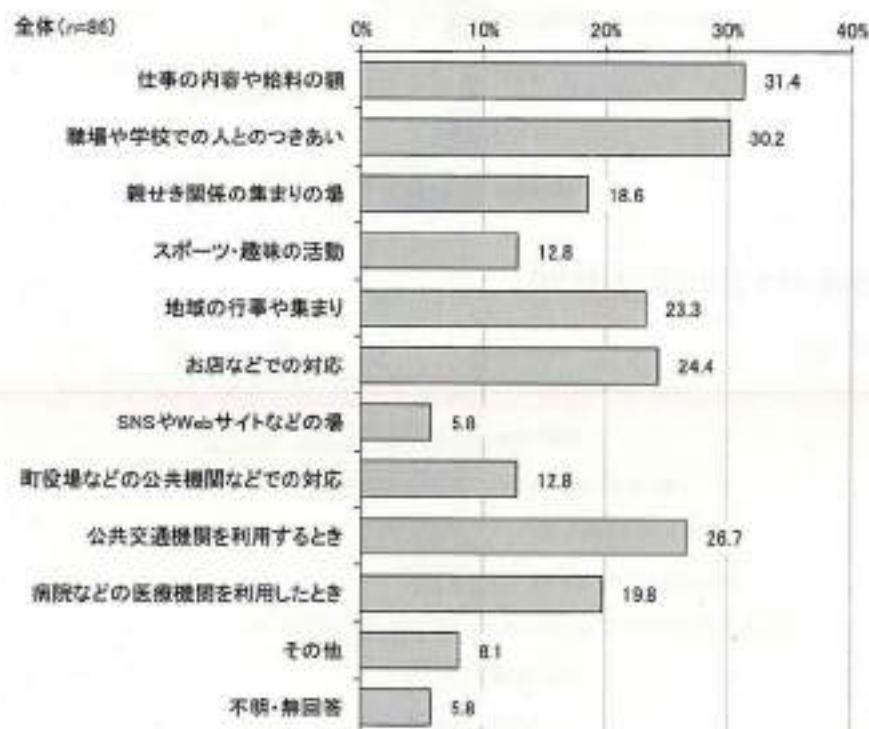
### ③ 権利擁護

療育や精神では、身体と比較して差別や偏見、嫌がらせをされたと感じたことが「ある」と回答する人の割合が高くなっています。差別や偏見を感じた場面については、雇用をはじめ、地域の行事やお店、学校や公共交通機関などにおいて2割を超える回答があるため、まち全体での啓発や意識向上が必要となっています。

#### ◆障害があるために差別や偏見、嫌がらせをされたと感じたことがあるか(問31)



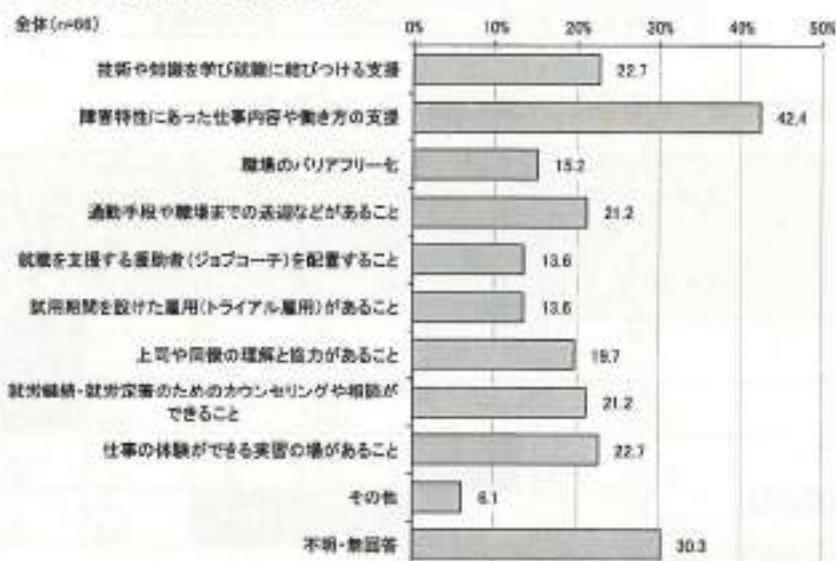
#### ◆どのような時に差別や嫌がらせをされたと感じたか(問32)



#### ④ 就労

就労のために必要な支援として、「障害特性にあった仕事内容や働き方の支援」が最も高く、次いで「技術や知識を学び就職に結びつける支援」「仕事の体験ができる実習の場があること」となっており、障害の特性に応じた就労環境の整備や、就職するための支援の充実を進めることが重要です。

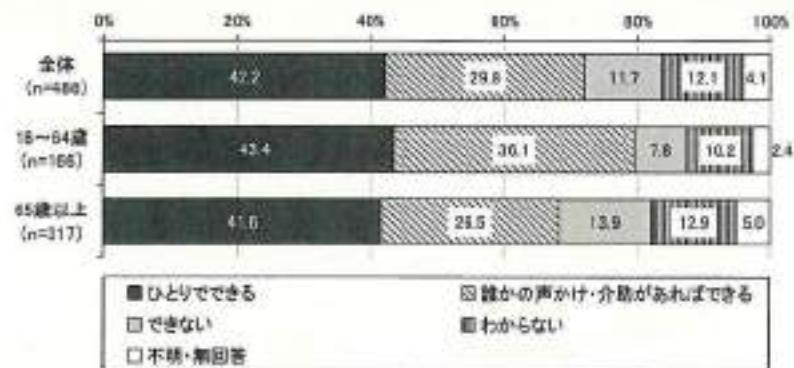
##### ◆就労のために必要な支援(問39)



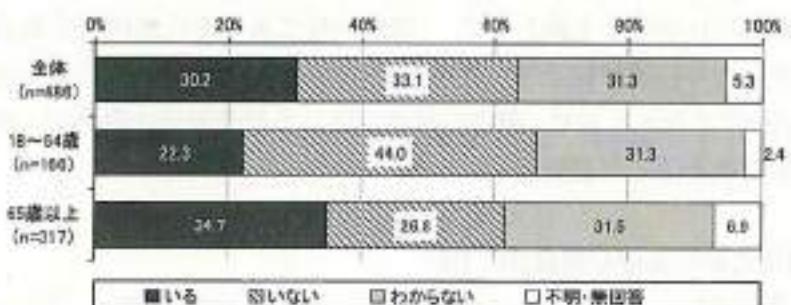
#### ⑤ 防災

災害時の避難については、65歳以上で「できない」という回答が一定数あります。さらに、家族が不在の場合に助けてくれる人が「いない」と回答する人の割合が高く、いざという時に支援を必要とする方をサポートできる体制の整備が必要となっています。また、療育では身体や精神と比較して、意思疎通や迷惑をかけるなどの不安から、避難所へ避難することへのためらいや避難所での生活に不安を感じている人の割合が高く、福祉避難所の整備や周知などが重要です。

##### ◆災害時に避難できるか(問46)



◆家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるか(問 47)



◆災害時に避難所で過ごす場合に、不安に感じること(問 49)

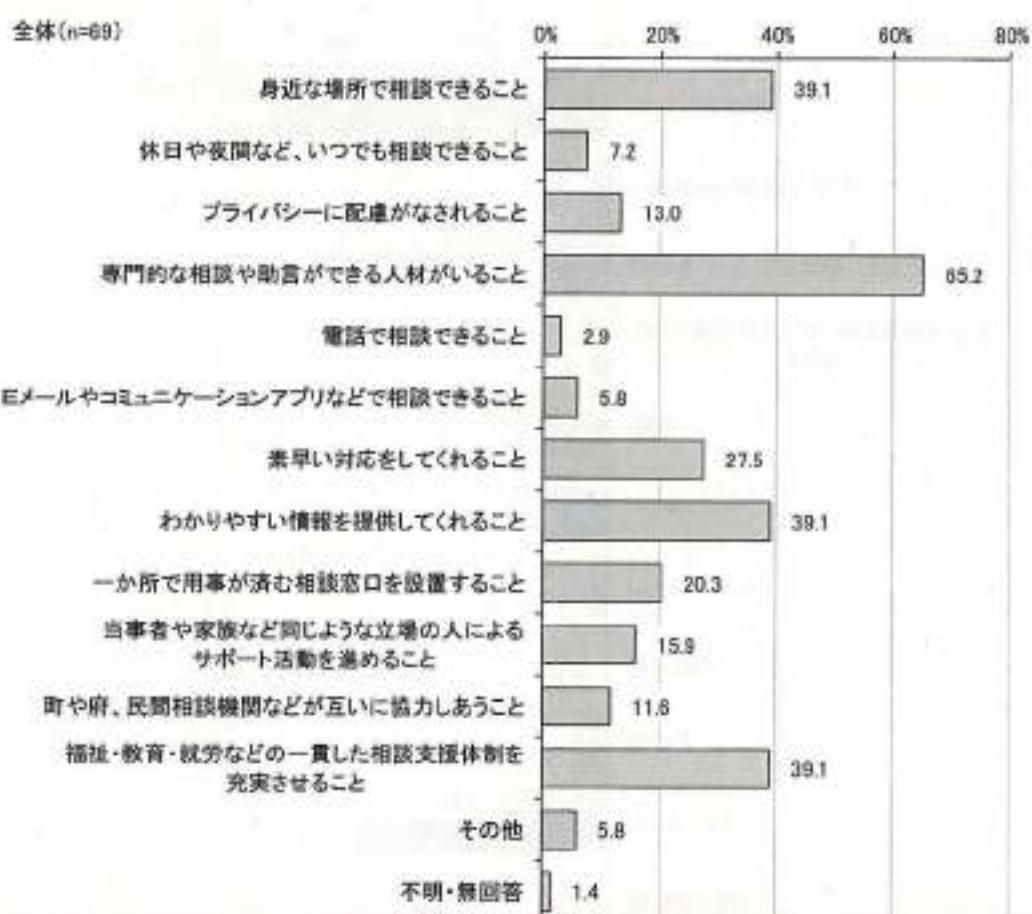
	件数 割合(%)	必要な配慮が得られ ない	意思疎通 がうまくで きない	高齢の日 が気になる	プライバ シーの配慮 がされない	必要な薬 や医療器 具などの医 療環境が 整っていな い	トイレなど の設備が 整っていな い	迷惑をかけ ると思って しまう
全体	436 100.0	112 23.0	90 18.5	99 20.4	140 28.8	138 28.4	204 42.0	148 30.7
身体障害者手帳	385 100.0	79 21.6	45 12.3	60 16.4	100 27.4	105 26.8	167 45.8	109 29.9
療育手帳	58 100.0	22 37.9	33 56.9	19 32.8	16 27.6	11 19.0	16 27.6	23 50.0
精神障害者保健福祉手帳	73 100.0	15 20.5	16 21.9	24 32.9	26 35.6	21 28.8	18 26.0	17 23.3
	その他	とくにない	不明・無回答					
全体	27 5.6	58 11.9	50 10.3					
身体障害者手帳	21 5.8	43 11.8	41 11.2					
療育手帳	4 6.9	7 12.1	2 3.4					
精神障害者保健福祉手帳	3 4.1	9 12.3	8 11.0					

(18歳未満のお子さまの保護者対象)

## ⑥ 相談

相談支援の充実のために必要なことでは、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が最も高く、次いで「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」などが多くなっており、障害福祉に関する情報だけでなく、教育や就労など様々な分野と連携した情報の提供も求められています。

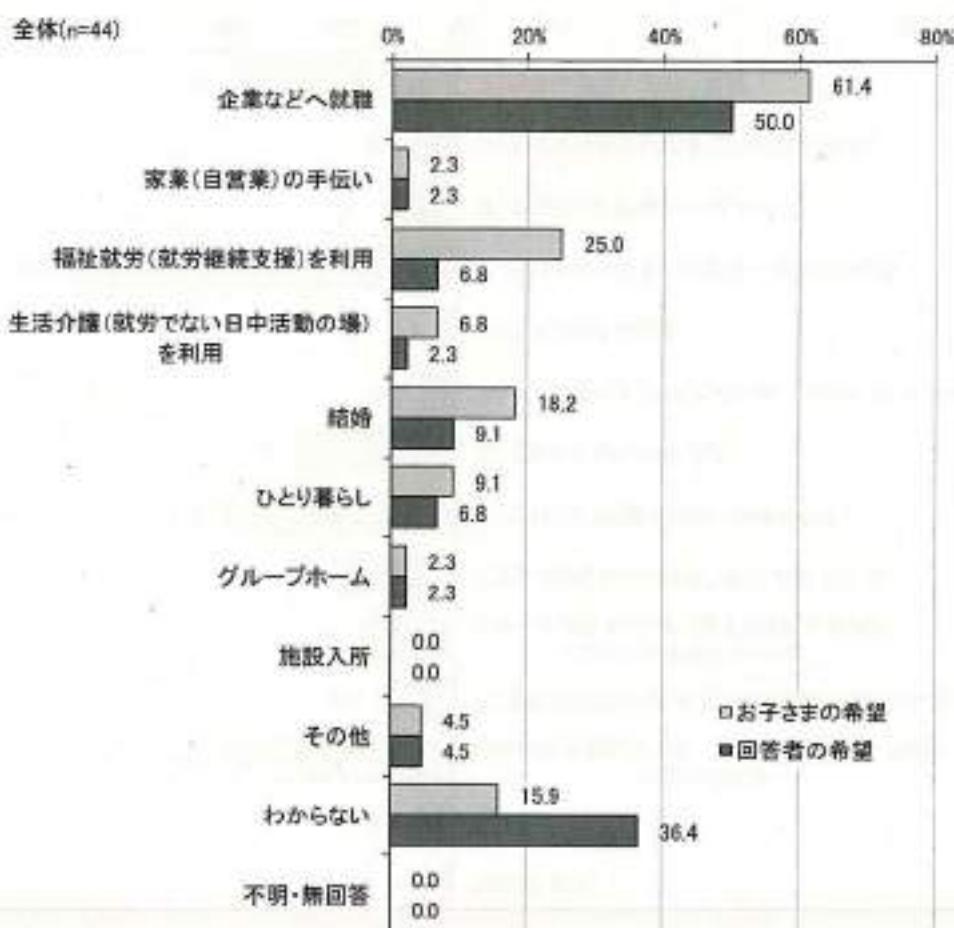
### ◆相談支援の充実のために必要なこと(問13)



## ⑦ 保育・教育

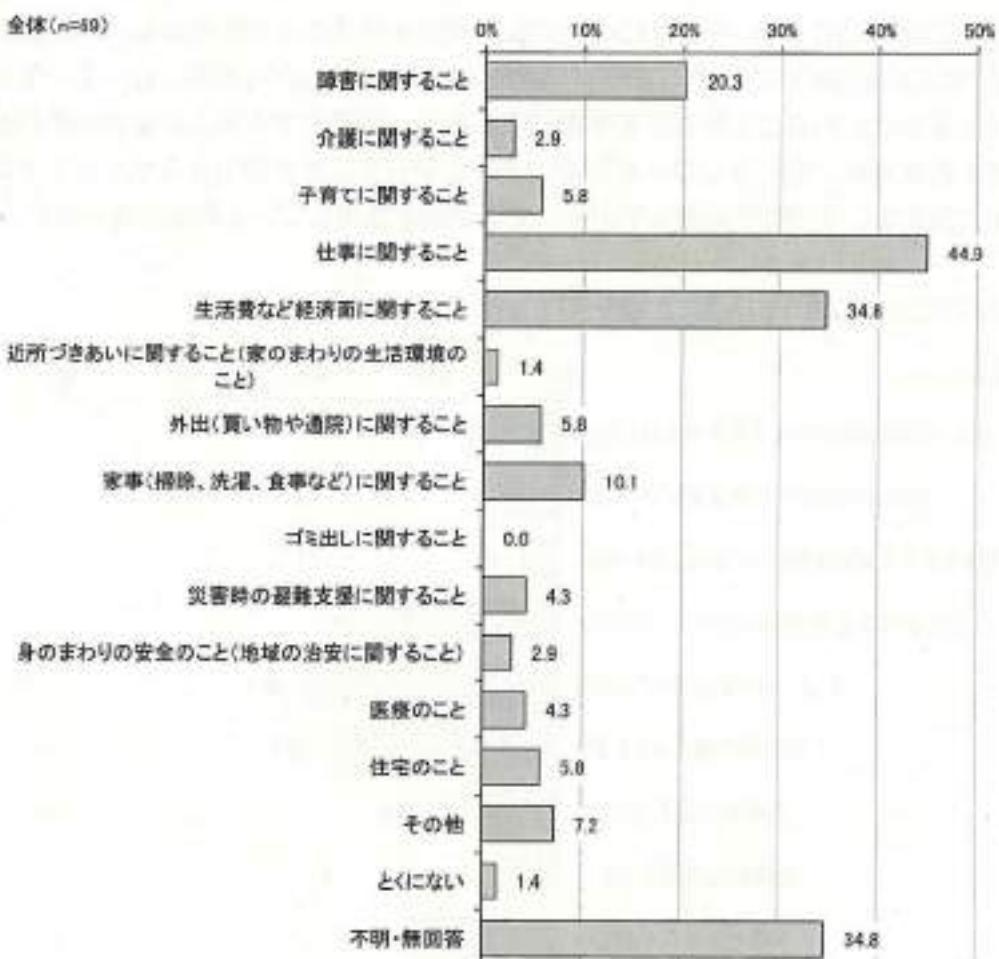
学校卒業後の進路として、「企業などへ就職」「福祉就労（就労継続支援）を利用」については、お子さまの希望と回答者の希望で10ポイント以上の差がついています。障害の特性や本人の希望に合わせた支援が求められています。また、将来に向けての不安について、「仕事に関するここと」「生活費など経済面に関するここと」が高くなっています。将来を見据えたサービス提供体制の整備などに対する取組のさらなる推進が求められています。

### ◆学校卒業後の進路(問24)



◆将来に向けての不安(問 25)

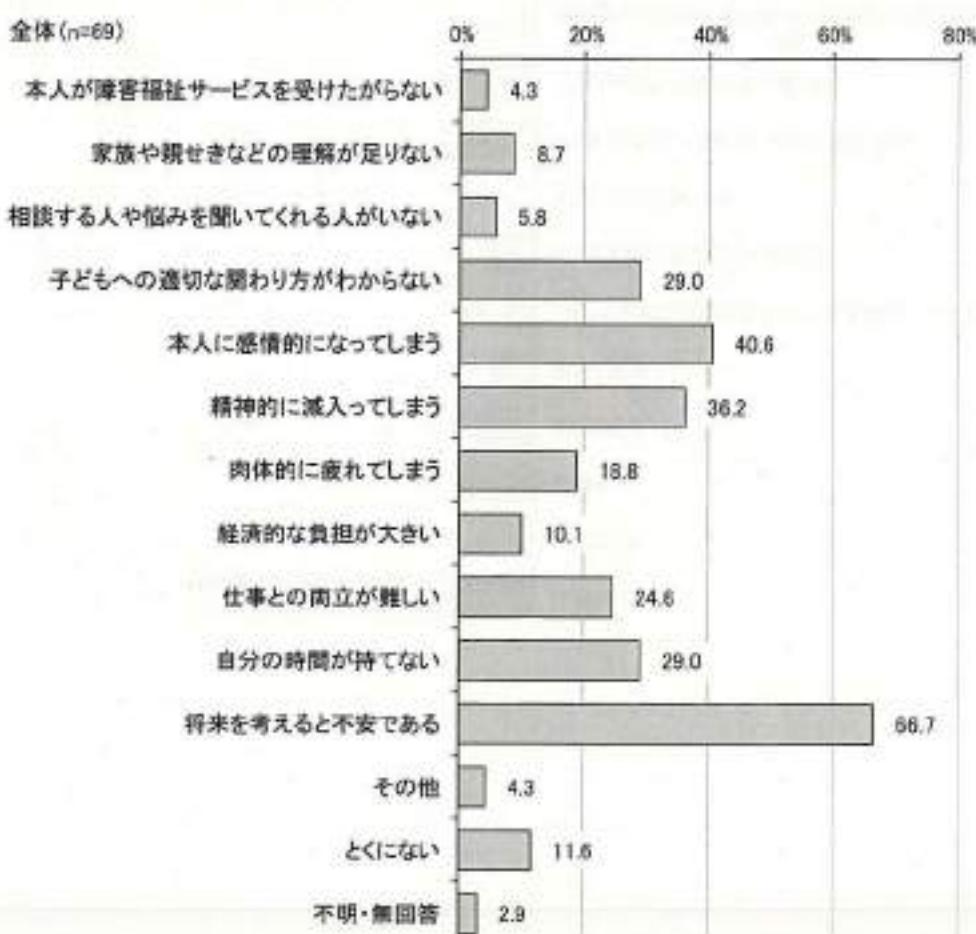
全体(n=49)



## ⑧ 子育て

子育てにおいて困っていることについては、「将来を考えると不安である」が最も高く、次いで「本人に感情的になってしまふ」「精神的に滅入ってしまう」が高くなっています。障害のある子どもの自立した将来を不安視する声と、子育てする本人の体力や精神面を不安視する声が共に高くなっているため、子どもが自立して生活できるサービスや環境の整備に加えて、子育てする側をサポートする体制も強化していく必要があります。

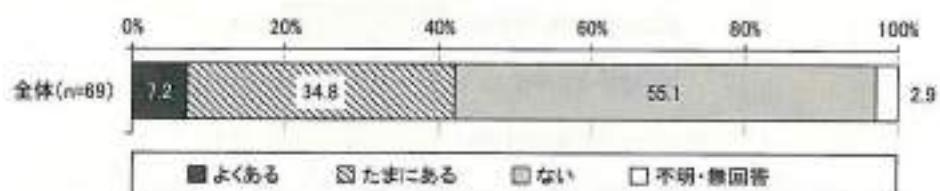
### ◆子育てにおいて困っていること(問37)



## ⑨ 権利擁護

差別や偏見、嫌がらせをされたと感じたことが「ある」が、18歳以上の障害のある人対象調査の結果よりも高く、障害者（児）に対する理解においても、「進んでいない」が18歳以上の障害のある人対象調査の結果よりも高くなっています。差別や嫌がらせをされた場面として、普通学校では「学校での子ども同士のつきあい」、特別支援学校では「地域の行事や集まり」「公共交通機関」で高くなっています。障害のある子どもが日中活動する場所を中心に、理解促進を図るために啓発を進めていく必要があります。

### ◆障害があるために差別や偏見、嫌がらせをされたと感じたことがあるか(問39)



### ◆どのような時に差別や嫌がらせをされたと感じたか(問40)

	件数 割合 (%)	学校での 子ども同士 のつきあい	学校での 先生との関 わり	塾や習い 事の場	学童保育	部活動	地域の行 事や集まり	親せき関 係の集まり の場
全体	29 100.0	17 58.6	7 24.1	3 10.3	5 17.2	1 3.4	7 24.1	0 0.0
	19 100.0	15 78.9	1 36.8	3 15.8	3 15.8	1 5.3	3 15.8	0 0.0
普通学校	19 100.0	15 78.9	1 36.8	3 15.8	3 15.8	1 5.3	3 15.8	0 0.0
	5 100.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	お店など の対応	SNSやWeb サイトなど の場	町役場など の公共機 関などでの 対応	バスや電 車などの交 通機関を利 用したとき	病院など の医療機 関を利用 したとき	その他	不明・無回 答	
全体	4 13.8	0 0.0	1 3.4	8 27.6	2 6.9	3 10.3	0 0.0	
	1 5.3	0 0.0	0 0.0	3 15.8	1 5.3	1 5.3	0 0.0	
特別支援学校	1 20.0	0 0.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	

### ◆精華町民の障害者(児)に対する理解(問41)

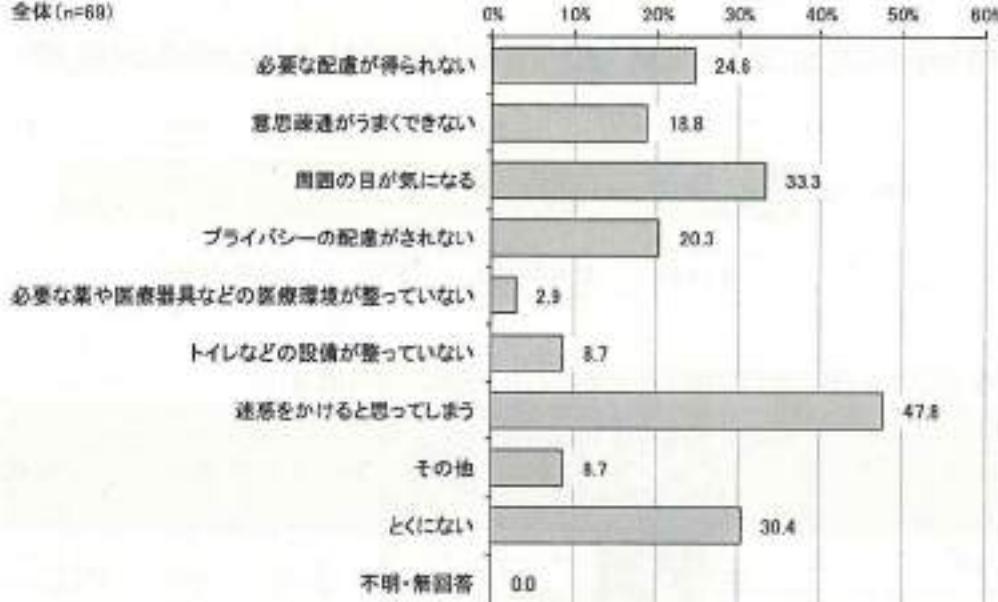


## ⑩ 防災

災害時に避難所で過ごす場合に、不安に感じることについては「迷惑をかけると思ってしまう」「周囲の目が気になる」の割合が高く、災害発生時にお子さまについて心配なことについては「避難所で過ごせるかどうか不安」の割合が高くなっています。避難所での周囲からの理解についての不安が強いことがわかります。

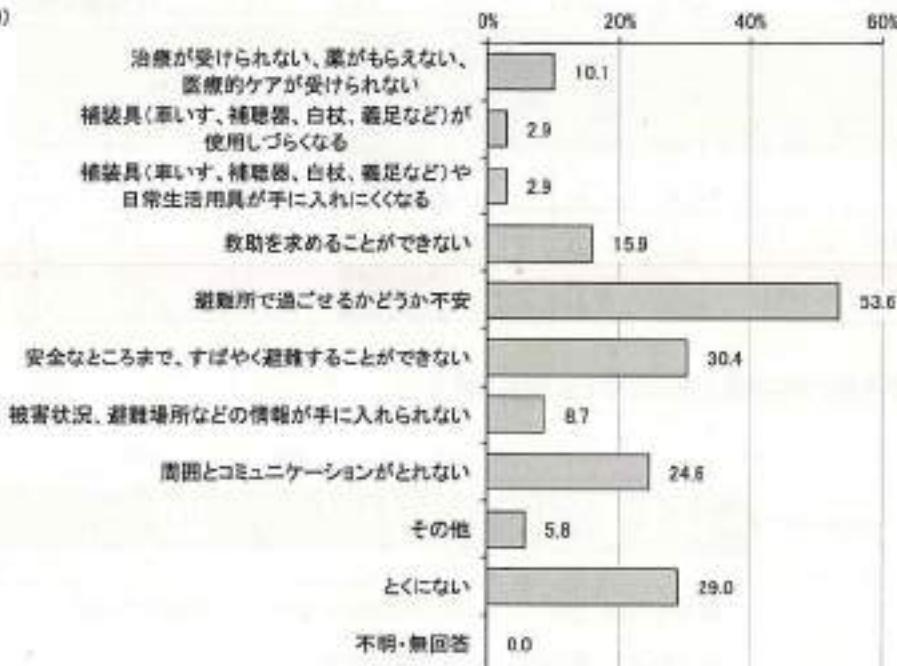
### ◆災害時に避難所で過ごす場合に、不安に感じること(問48)

全体(n=68)



### ◆災害発生時にお子さまについて心配なこと(問49)

全体(n=69)

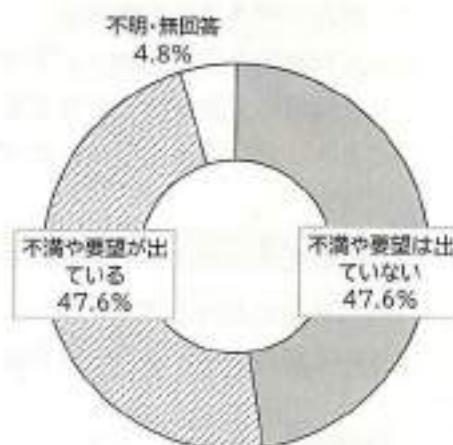


## (2) 障害福祉分野で活動している事業所調査結果

障害福祉分野で活動している事業所を対象に、活動の状況や障害のある人に関する取組、考え方などを把握することを目的に調査を実施しました。

### ① 利用者からの不満や要望が出ているか

利用者からの不満や要望が出ているかについては、「不満や要望が出ている」と「出でていない」それぞれ47.6%となっています。不満や要望については、職員の対応や利用者同士の人間関係があげられています。



### ② 現状の運営状況で困っていることなどについて

「スタッフの確保面で困っている」が61.9%と最も高く、次いで「その他」が33.3%、「経営面で困っている」が19.0%となっています。人材の確保を課題にあげる事業所が多くなっています。特に、募集をかけても応募がないことやスキルや資格を備えた職員の継続的な確保が課題となっています。



#### 〈「その他」の意見〉 ※抜粋

- ・職員/非常勤の高齢化等
- ・利用者の確保
- ・事業所同士のつながりが薄いなど

### ③ 現状の運営状況で困っていることに対する課題解決

現状の運営状況で困っていることに対する課題解決では、人材の育成、有資格者で現在働いていない人の職場復帰、職員のメンタルヘルスケアなどがあげられています。

#### 〈意見〉 ※抜粋

- ・介護人材の養成支援
- ・潜在介護職員の復職支援
- ・人材確保の面で就職フェアの回数増
- ・介護の処遇改善は難しすぎる
- ・スタッフが精神面のフォロー、生活上のアドバイス



### ④ 防災活動における課題

防災活動における課題については、利用者への配慮と実際に災害が発生した際の対応について課題にあげる事業所が多くなっています。

#### 〈意見〉 ※抜粋

- ・マニュアルの整備
- ・防災グッズの購入、非常食の確保
- ・水の備蓄
- ・防災マップの整備
- ・災害時は一人暮らしの利用者の把握など状況整理
- ・避難路の確保と避難場所への移動方法
- ・消防署への連絡方法など、特別な対応方法の練習が必要
- ・突然の出来事が苦手な子が多いため、訓練を実施時の配慮
- ・職員間の役割や歩行困難者がいる場合の役割などの確認や訓練の継続

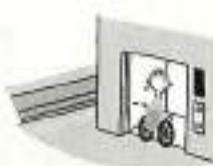


### ⑤ ユニバーサルデザインの実施状況

防災活動における課題については、利用者への配慮と実際に災害が発生した際の対応について課題にあげる事業所が多くなっています。

#### 〈意見〉 ※抜粋

- ・建物の老朽化が進み、うまく進められていない
- ・誰もが使いやすいように配慮している
- ・車いすの方でも入れるようなスロープは設けている
- ・事業所屋外にセンサー式照明を設置している
- ・日本語がわかりにくい場合、アプリを使用し、コミュニケーションをとりながら、利用してもらっている



### 3 計画策定における課題

#### (1) 一貫した発達支援

アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○困った時の相談先として、「児童発達支援や放課後等デイ、ヘルパー事業所などの職員」が2番目に高くなっています。</li><li>○障害のことや福祉サービスなどに関する情報を得る方法として、「児童発達支援や放課後等デイ、ヘルパー事業所などの職員」が最も高くなっています。</li><li>○医療的ケアを必要とする子どもや家族が安心して生活するために特に充実すべきと思うものでは、「医療的ケアに対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス」が最も高くなっています。</li></ul>
団体・事業所ヒアリング調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○保健師との連携は就学前において非常に重要。「発達障害」についての情報があふれ、保護者が不安を煽られている。</li><li>○子どもの発達の状況や行動の意味、意図、対応方法、関わり方等について相談を受けることが多い。</li><li>○発達障害の子どもの増加傾向を踏まえると「福祉サービス」以外の支援や親支援を強めていく必要が増していくのだろうと思う。</li></ul>
庁内検証結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○乳幼児健診受診率が概ね90%を超えており、未受診者には、早期に対応し、家庭訪問などで、乳幼児全員の成長・発達確認をしている。発達に特性のある児童に対する発達支援や相談の場として、「ひまわり教室」や「のびのび相談」を実施している。</li><li>○発達相談の結果から、療育が必要な時は積極的につないでいる。見学に保護者が同伴するなど、できるだけ不安を最小限に通所できるよう支援している。また、通所先の療育との連携も密に行っている。</li><li>○相談支援専門員の調整により、児童に必要な療育が提供される事業所へのつなぎが一定確保されている。</li></ul>



発達支援に関して、近年子育てに対する不安から子どもの発達についての相談が増えており、正しい情報の提供や専門的な知識を持った職員の配置など、子育てしやすい環境づくりが重要です。母子健康包括支援センターなど、今ある社会資源を有効に活用しながら、関係機関の連携強化や個人に寄り添う支援の継続などさらなる対応の充実を図ることが必要です。また、相談する相手、情報を得る方法として、事業所職員の割合が多くなっていることから、職員との情報共有を図ることも重要です。

## (2) 社会参加の拡充

アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○今後したい活動では、旅行の他にボランティア活動や障害者団体の活動など、コロナ禍で制限されていた内容の回答割合が最近1ヶ月間に行った行動より高く、人と関わる活動へのニーズが高まっているとみられます。</li><li>○活動を行う上での問題として「健康や体力に自信がない」「移動が大変」といった回答が多く、障害に関係なく、一人ひとりの希望に応じた活動機会の提供を進めることが重要です。</li></ul>
団体・事業所ヒアリング調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○コロナ禍の影響により、特に余暇活動が制限され、利用者のニーズに応えることができにくい状況が続いている。</li><li>○当事者の外出頻度が下がり、コミュニケーション能力が低下している。</li><li>○就学までのスケジュールや段取り。就学先（通常級・支援学級・支援学校）を決める時の決め方や考え方。高校や大学、就労についての情報を聞かれることが多い。</li><li>○地域イベントへの参加など、事業所からもボランティア活動に参加したい。</li></ul>
府内検証結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○調達方針作成のタイミングにあわせ、府内各課に優先調達法の啓発を引き続き行う。</li><li>○例年参加されている当事者団体の出展やボランティアの活動報告等の展示を行った。</li><li>○これまで実施している事業を継続し、ニュースポーツを町民の方々に体験していただける機会の提供に努める。</li></ul>



障害のある人の「生活の場」「余暇活動の場」「働く場」の拡充に向けて、一人ひとりの希望に応じた活動機会の提供を進めることが重要となります。新型コロナウイルス感染症による規制緩和を受けて、コロナ禍以前の活動状況に復調していくと考えられるため、誰もが参加できる地域イベントの開催やそれらを通した地域等との交流機会の拡充を図ることも必要です。

ニュースポーツやパラスポーツの体験を通して、障害のある人への理解促進を図り、より社会参加しやすい環境づくりも必要です。

就労においては、多様な働き方の可能性を探り、優先調達を活用した賃金の確保を進めていく必要があります。

### (3) 生活の安心の確保・堅持

アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在の不安では、18-64歳では「生活費など経済面に関するこ」が65歳以上と比較して高くなっています。</li> <li>○災害時の避難については、65歳以上で「できない」という回答が一定数あります。</li> <li>○家族が不在の場合に助けてくれる人が「いない」と回答する人が多く、いざという時に支援を必要とする方をサポートできる体制の整備が必要となっています。</li> <li>○療育では身体や精神と比較して、意思疎通や迷惑をかけるなどの不安から、避難所へ避難することへのためらいや避難所での生活に不安を感じている人の割合が高く、福祉避難所の整備や周知などが重要です。</li> </ul>
団体・事業所ヒアリング調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災マニュアルを職員全員が理解し、災害時はどのような行動をするか、それぞれがしっかりと把握することを心がけている。</li> <li>○住民ボランティアと災害時など緊急時に協力できる関係を期待している。</li> <li>○中学に通級指導教室ができれば、親子が少し先の見通しを持ちやすくなり、安心できる気がする。</li> <li>○まだまだ視覚的な情報が社会に少ない。</li> <li>○障害のある人の支援について、誰が、どの事業所が把握するのか、どのように情報を集約・周知し役割分担するか、また、備蓄等はどうするのか、事前に相談しあう機会があればいいと思う。</li> </ul>
府内検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談時は関係課連携を図り、情報共有に努めたり、必要に応じアウトリーチをするなど対応している。</li> <li>○「福祉医療費助成制度」や「自立支援医療」の利用により、対象者の負担軽減を図る。</li> <li>○町主催の防災訓練時に、自立支援協議会住民参加部会と開催校区エリアの福祉関係団体と共に参加し、避難所となっている小学校で社会福祉課から避難行動要支援者に関する意見交換を行った。</li> <li>○社会福祉協議会において、災害時のための講座を開催するとともに、災害ボランティア登録を行った。</li> </ul>



地域で安心して暮らしていくために、障害のある人の自立支援や相談支援などにおける当事者への支援も行っていく必要があります。

また、多くの人が災害時の避難や支援体制の整備が必要と考えており、避難所生活に対しても様々な不安を抱えていることがうかがえることから、災害支援体制のさらなる整備や、日頃からの地域の支えあいの推進が必要です。

#### (4) 福祉人材の育成・確保

アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○相談支援の充実のために必要なことでは、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が最も高くなっています。</li><li>○今後の障害福祉施策を進めるうえで、とくに力を入れるべきについて、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」が2番目に高くなっています。</li></ul>
団体・事業所ヒアリング調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○人材不足のため、サービスへのニーズを受け切れない。</li><li>○人材確保の面で町での就職フェアが行われているが、回数を増やしてほしい。</li><li>○法人内の人材不足で相談支援に人手をまわせない。</li><li>○事業所の運営状況で困っていることについて、60%以上の事業所が「スタッフの確保面で困っている」と回答している。</li></ul>
庁内検証結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○毎年、福祉人材フェアに出展している福祉施設への就職者数が少なく、福祉施設の人材確保につながっていない。</li><li>○毎年1回、「福祉職場・保育施設合同就職フェア」を開催し、町内の社会福祉人材向けの面接会を実施している。</li><li>○ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの確保に努めている。</li></ul>



福祉人材の育成・確保に向けて、国・京都府などへの働きかけを行うとともに、山城南圏域での協議などを通じて計画的に取り組むことが求められます。また、専門的な相談や助言ができる人材の育成についての意向が高くなっています。障害や発達等についての深い理解を培える研修など、専門性の向上のための機会を増やし、既存の人材がより有効な相談支援等にあたれるよう図っていくことが重要です。

## (5) 地域共生社会づくり

アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○療育や精神では、身体と比較して差別や偏見、嫌がらせをされたと感じたことが「ある」と回答する人の割合が高くなっています。</li> <li>○差別や偏見を感じた場面については、雇用をはじめ、地域の行事やお店、学校や公共交通機関などにおいて2割を超える回答があるため、まち全体での啓発や意識向上が必要となっています。</li> <li>○差別や偏見、嫌がらせをされたと感じたことが「ある」と答えた割合及び障害者（児）に対する理解において「進んでいない」と答えた割合は、18歳以上の障害のある人対象調査より、18歳未満のお子さまの保護者対象調査で高くなっています。</li> </ul>
団体・事業所 ヒアリング調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自閉症など、障害の特性に対する理解を深める。</li> <li>○地域関係者と一緒に考えたい。地域の理解が重要だと思う。</li> </ul>
庁内検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町職員向けや新規採用職員の研修時に差別解消法に関する研修を行った。</li> <li>○障害や障害のある人についての理解促進のために、広報誌に特集記事を設けるなどして、普及啓発を行った。</li> <li>○広報誌については、ユニバーサルフォントを使用するとともに、朗読音声をホームページに掲載した。</li> <li>○民生児童委員が見守り対象者を把握できるよう、避難行動要支援者名簿を配布し、より効果的な見守り活動の促進につなげている。</li> </ul>



地域共生社会の実現を目指すために、障害と障害のある人への理解を浸透させ、引き続き町民や学校、民間企業等に啓発を行い、地域の誰もが必要な支援の受け手にも扱い手にもなれる地域社会をつくっていくことが重要です。民生児童委員や関係機関との連携を図り、複合化する課題に柔軟に対応できる共生型の福祉サービス等について検討していく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

誰もが自分らしく生活できるように、障害の有無にかかわらずすべての人がお互いを尊重しあい、活躍できる地域共生社会の実現が望まれています。

自分らしく生活し輝けるまちというのは、障害のある人が自らの意思で自立と社会参加の実現を図ることができ、地域での理解促進が図られた中で、自分らしく暮らせるまちであることを示しています。

本計画では、障害の有無にかかわらず、すべての町民が自分らしい生活を送れるよう、人格や個性が尊重され、地域の中で支えあいながら輝けるまちづくりを目指します。

### 誰も取り残さない すべての町民が自分らしく生活し輝けるまち精華町



## 2 3つの原則

本町では、4つの考え方のもとで障害福祉にかかる施策を実施していることを踏まえ、本計画が前提とする3つの原則を次のとおりとします。

### 〈4つの考え方〉

**完全参加と平等** : 精華町らしい障害のある人の社会参加の促進

**エンパワーメント** : 障害のある人の活動の活性化とまちづくりへの参加

**生活環境におけるバリアフリー** : ノーマライゼーションへの挑戦

**リハビリテーション** : 市町村周辺との連携による生活や自立の支援

### (1) 基本人権の尊重と差別の禁止

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が基本的人権を有した個人として大切にされ、個人としてのその尊厳は守られるべきものです。
- 障害者基本法や障害者差別解消法にも規定されているとおり、障害のある人の活動を制限・制約する、障害を理由とする差別やその他の人権を侵害する行為は禁止されるべきものです。

### (2) 自己決定と自己選択の尊重

- 障害福祉サービス等にあっては、障害の種別、程度に関わりなく、障害のある人自らが必要なサービスを選択し利用して、自らの自立と社会参加の実現を図ることができるように提供されるべきものです。
- 障害者支援の立場においては、障害福祉サービスを利用する人が、保健・医療・福祉・教育・雇用など多岐にわたる社会資源を総合的に活用できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援に努めなくてはなりません。

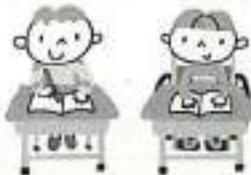
### (3) 地域共生の社会づくり

- すべての障害のある人に、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。
- すべての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられてはなりません。
- すべての障害のある人は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られる必要があります。

### 3 計画目標

#### 基本目標1 認めあい、支えあい、その人らしく発達・成長し、輝ける

- 障害と障害のある人への理解が浸透した、人権侵害や差別・偏見のない社会を目指します。
- 障害や発達上の問題がある子どもが、自分の持てる力を十分に發揮して、その子らしく健やかに成長できるまちを目指します。



第2次基本計画の指標：差別解消法に関する講演会受講者数 750名

【結果：306名（令和4年度末時点）】

指 標	精華町民の障害のある方に対する理解が進んできたかどうか 「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」の割合の合計
	【現状】：41.4%      【目標】：現状より上昇

#### 基本目標2 誰もが安心して毎日の生活を送れる

- 安心して生活できる住まいが確保され、必要な生活支援のサービスを自分で選んで利用することで、安心して生活ができるまちを目指します。
- 地域の連帯のもとでの防災・防犯の備えがあるまち、また、地震や洪水といった被災時に、多様な障害特性に配慮があり安心して避難できるまちを目指します。
- 安心して住み慣れた地域で住み続けるため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指します。



第2次基本計画の指標：相談者がいない人の割合 5%

【結果：障害者4.7% 児童0%（アンケート結果より）】

指 標	日常生活で合理的配慮が不十分だと思うことがあるかどうか 「不十分だと感じたことはない」の割合
	【現状】：28.0%      【目標】：現状より上昇

### **基本目標3 誰もが輝ける地域共生社会が実現できる**

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が日常的にふれあい、関わりあい、支えあい、みんなが参加する地域共生社会を目指します。
- 障害のある人の「輝きたい」「働きたい」という思いに応える、社会参加と自己実現の場と機会が充実したまちを目指します。



第2次基本計画の指標：一般就労者 8名

【結果：3名（令和3年度末時点）】

指標	現在の生活についての満足度の平均値（障害者・障害児それぞれ）	
【現状】	障害者：6.7点 障害児：7.4点	【目標】：現状より上昇

## 4 施策体系

基本目標	施策の方向	主な取組
1 認めあい、支えあい、その人らしく発達・成長し、輝ける  2 誰もが安心して毎日の生活を送れる  3 誰もが輝ける地域共生社会が実現できる	1. 一人ひとりを大切にする地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人に対する差別の解消</li> <li>○障害の理解の促進</li> <li>○分野を超えたネットワーク体制の強化</li> <li>○地域生活を支えるコミュニティ・ネットワークづくり</li> <li>○権利擁護の推進</li> <li>○人権侵害・虐待の防止と適切な対応</li> </ul>
	2. 支援が必要な子どもへの早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援が必要な子どもの早期発見</li> <li>○早期の療育と養育家庭への支援</li> <li>○早期発達支援の重要性の啓発</li> <li>○子どもの成長に即応する発達支援の強化</li> <li>○教職・援助職の障害の理解と対応力の向上</li> </ul>
	3. 保育・教育、放課後対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児保育の実施</li> <li>○教育相談の実施</li> <li>○特別支援教育の推進</li> <li>○子どもの個性を踏まえた進路指導</li> <li>○保育・教育環境の充実</li> <li>○放課後、学校長期休暇期間の生活の支援</li> </ul>
	4. 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町役場窓口における相談対応等の充実</li> <li>○相談支援事業の充実</li> <li>○地域における相談活動の維持</li> </ul>
	5. 日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画相談の実施</li> <li>○自立支援給付等による支援</li> <li>○精神障害のある人の地域生活支援の充実</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備</li> <li>○外出支援の実施</li> <li>○コミュニケーション支援の充実</li> <li>○住まいの確保への支援</li> <li>○経済的負担の軽減</li> <li>○第三者評価事業の実施促進</li> </ul>
	6. 安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりの支援</li> <li>○医療体制の維持</li> <li>○防災・防犯対策の充実</li> </ul>
	7. ユニバーサルなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共公益施設の整備・改善</li> <li>○道路・交通安全施設の整備</li> <li>○合理的配慮を踏まえた情報提供の充実</li> </ul>
	8. 地域福祉を担う人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉教育の実施</li> <li>○ボランティアの育成・確保</li> <li>○ボランティア等の活動支援</li> <li>○専門人材の育成・確保</li> </ul>
	9. 社会参加・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日中活動の場の確保</li> <li>○余暇活動等の促進</li> <li>○障害者雇用にかかる知識普及と意識啓発</li> <li>○本人の特性を踏まえた進路指導・就労支援</li> <li>○一般就労の促進</li> <li>○福祉的就労の促進</li> <li>○障害のある人の職域の拡大</li> </ul>



## 各 論



## 第4章 障害者基本計画

### 基本目標1 認めあい、支えあい、その人らしく発達・成長し、輝ける

#### (1) 一人ひとりを大切にする地域づくり

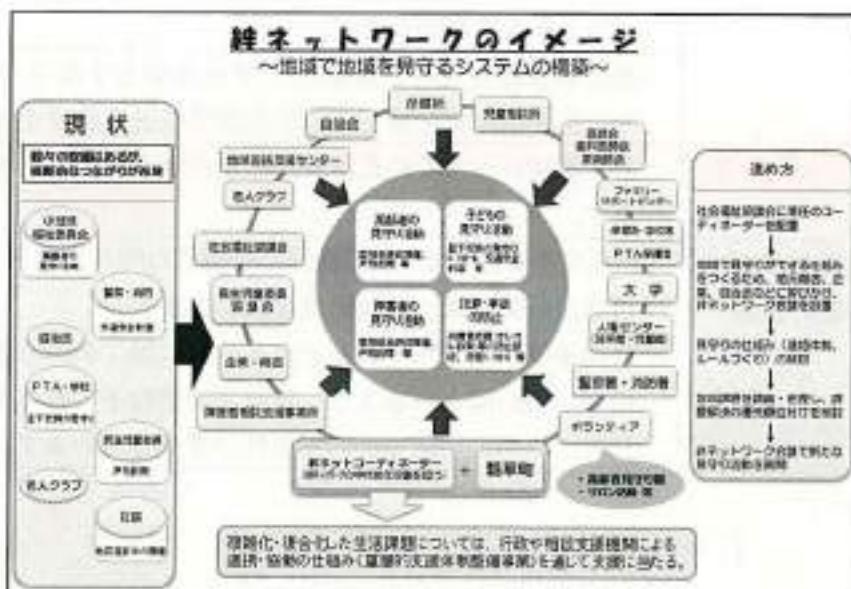
多様な媒体を用い、また、「障害者週間」等での啓発イベントなどを通じて、障害の種類や特性、障害のある人に対する理解と配慮、「障害者に関するマーク」の理解についての啓発に努めます。

精神上の障害によって判断能力が不十分な人を保護し法律的に支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するとともに、人権侵害・虐待の防止と事案発生時の適切な対応を行います。

取組	内容
1 障害のある人に対する差別の解消	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者差別解消法についての周知啓発に努めるとともに、「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や精華町職員対応要領を踏まえて、障害のある人に対する差別の解消に努めます。また、町職員のみではなく、民間企業に対する研修等の方法も検討していきます。</li></ul>
2 障害の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・「精華町障害児者ふれあいのつどい」等における交流機会づくりやパラスポーツ、農福連携などの取組を通じて、障害に対する理解を促進します。</li><li>・「障害者週間（12月3日～12月9日）」等を活用し、障害と障害のある人についての理解促進のための街頭啓発やリーフレットの配布、講演会・研修会、交流活動などを行います。研修会には民間企業への呼びかけも行っています。</li><li>・人権週間（12月4日～12月10日）に行う人権啓発事業の中で、障害福祉をテーマとした講演会や交流活動などを実施します。</li><li>・町の広報誌やホームページ、新聞などを活用して、障害理解にかかる広報・啓発を行います。</li></ul>

3 分野を超えたネットワーク体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総ネットワークの住民周知を進めるとともに、生活のしづらさを抱える人が地域で孤立しないよう、見守り体制の充実と生活課題の早期発見・早期対応に向けて、地域住民、民生児童委員*、行政、社会福祉協議会等との連携の強化を図ります。</li> <li>・複雑かつ複合的な生活課題に協働して対応できるよう庁内連携体制を強化します。</li> </ul>
4 地域生活を支えるコミュニティ・ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人がいる世帯を、地域の中で継続的に緩やかに見守ることができるように、個別の状況を踏まえて、援助職や民生児童委員、地域住民とのネットワークを構築します。</li> </ul>
5 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見支援センターを設置し成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人や法定後見組織の育成、制度利用が困難な人に対して、町による制度利用の申し立てを行います。市民後見人養成研修修了者に対して、毎年、フォローアップ研修を実施します。</li> <li>・精華町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業についての周知と制度の浸透、利用促進に努めます。</li> <li>・精華町地域障害者自立支援協議会の権利擁護部会において、障害のある人の親亡き後の生活支援や金銭管理、財産管理など、権利擁護のあり方について協議を進めていきます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の人権と虐待防止に関する周知啓発に努めるとともに、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターや精華町社会福祉協議会、相楽地域障害者生活支援センターなどと連携して、人権侵害や虐待のケースに適切に対応していきます。京都府主催の虐待に関する研修等を積極的に受講し、虐待対応に関する知識を身につけるよう努めます。</li> </ul>
6 人権侵害・虐待の防止と適切な対応	

\*民生児童委員：精華町では「民生児童委員」と呼んでいますが、厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員のことです。



※資料：精華町

## (2) 支援が必要な子どもへの早期対応

子どもとその保護者に接する機会を最大に活用して、一人ひとりの発達課題や障害になるべく早く気づき、保健・医療・福祉・保育・教育等の連携のもとで早期に適切な療育につなぐとともに、子どもを養育する家庭への支援を行います。

取組	内容
7 支援が必要な子どもへの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期まで、精華町母子健康包括支援センターにおいて、母子の健康と子どもの発達にかかる一貫した相談支援を行います。電子型母子手帳アプリ「母子モ」により、地域の子育て情報発信や機能拡充を進めます。</li> <li>・乳幼児健診において、専門的療育が必要な子どもを把握し、その発達にかかる相談・支援を行います。</li> <li>・幼稚園の年中児クラスを対象として、発達障害等の早期発見のため、年中児発達サポート事業を実施します。</li> <li>・保育所や子育て広場等において、支援が必要な子どもの早期発見に努めます。</li> </ul>
8 早期の療育と養育家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的療育が必要な子どもを養育する家庭に対して、継続的な相談支援（フォロー教室）、訪問指導を行います。</li> <li>・専門的療育が必要な子どもの保護者等を対象に、子どもへの接し方を学ぶ講座（ペアレントトレーニング）を行います。</li> <li>・相談支援事業所につないで必要な障害児支援のサービスを提供するとともに、母子保健、子育て支援や教育等の機関、保健所等と連携し、子どもの生活場面を基本とした支援体制を早期に構築します。各事業所で人員の増加や質の向上が保たれるよう連携を図ります。</li> <li>・重症心身障害児など医療的ケアを必要とする子どもに対して、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援の実施など、圏域レベルでの受け入れ体制の確保に向けて調整を図ります。</li> </ul>
9 早期発達支援の重要性の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援を通じて、療育機関の積極的な利用につなげるため、日頃から関係課と密な連携を図ります。</li> <li>・放課後等デイサービスなど児童発達支援にかかる事業所の適切な利用が図られるよう、療育が必要な子どもの保護者に対して、早期の発達支援の重要性の啓発を行います。</li> </ul>

10	子どもの成長に即応する発達支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園・小学校・中学校における発達相談等の連携会議などが子どもの成長・発達にさらに即応したものとなるよう努めていきます。</li> <li>・児童発達支援センターを核とした発達支援システムにかかる体制を強化します。</li> <li>・児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所について、放課後等ディサービスの質の確保や保育所等訪問事業の活用等を進めていきます。</li> </ul>
11	教職・援助職の障害の理解と対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士や幼稚園教諭、教職員、福祉専門職等に、発達障害・強度行動障害・高次脳機能障害等の障害、また、虐待や生活困窮等との複合的な困難がある子どもとその家庭について、個々の態様への理解や子どもへの発達支援の技能向上のための研修等を行います。また、ニーズに応じた研修のテーマや内容、対象等を検討し、さらに充実した研修になるよう工夫します。</li> </ul>

### (3) 保育・教育、放課後対策の充実

一人ひとりの子どもの発達や障害の特徴を踏まえた保育・教育を行うとともに、保育士・教職員等の適正配置と技能向上、保育所・学校教育施設等のバリアフリー化などを着実に進めることで、インクルーシブな保育・教育環境を充実させ、学校卒業後のライフステージにもつなぐ、一貫した切れ目のない支援を行います。

取組		内容
12	障害児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所において、町が実施している保育所巡回相談事業を継続し、関係機関との連携を保ちながら、障害のある子どもへの保育を実施します。</li> </ul>
13	教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つながりファイル（支援ファイル）」等も活用しながら、教育支援委員会や教育支援室による就学相談・教育支援による就学前から卒業後（支援学校については高等部）に至るまでの一貫した支援を行います。</li> <li>・小学校・中学校の校内委員会での教育相談や就園就学指導体制のもと、子どもの障害の状況を把握して相談活動を行います。</li> </ul>
14	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援委員会が中心となり、親と共に作る個別の教育支援計画や個別の指導計画、アセスメント票とその活用を図って、指導方法の工夫・改善・検証に努めながら、切れ目のない教育支援のために校種間や関係機関等との連携促進を図ります。</li> <li>・特別支援教育コーディネーターを複数配置し、その役割を活かしながら、特別支援学校と小・中学校との、また在籍校と通級指導教室との連携した指導を行います。小・中学校各校において通級指導教室の設置を目指します。</li> </ul>
15	子どもの個性を踏まえた進路指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援高等部の体験入学や進路相談への参加を促し、子どもの特性や障害特性、個性を尊重し、将来の自立を見据えた進路選択を支援します。</li> </ul>
16	保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒個々のニーズに応じて、保育所や学校、放課後児童クラブへの、加配保育士・支援員、学業を支援する人の適正配置を進めます。</li> <li>・障害のある子どもが保育所や学校での生活を送る上で必要な設備の導入や施設のバリアフリー化など、合理的配慮を踏まえた環境整備を進めます。</li> </ul>